

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング団体	ページ
36	C I Q業務権限の都道府県への移譲（1件）	佐賀県	1～14
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（3件）	埼玉県	15
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（3件）	九州地方知事会 （大分県）	16～17
54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（7件）	愛知県	18
		広島県	19
1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲（1件）	函館市	20～22
42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（2件）	酒々井町	23～33
3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（1件）	川崎市	34～35
41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲（3件）	東広島市	36～41

地方分権有識者会議 説明資料(ビジネス関係)

平成26年8月19日
佐賀県

1. ビジネスジェットとは

ビジネスジェットは世界で欠くことのできなツールです。

「ビジネスジェット」＝「空の自家用車、空のハイヤー」

○ 『時間』の価値が高くなってきている現在、ビジネスジェットの価値と評価が高まっています。



いつでも

どこへでも

速く

効率性

快適性

機密性

特長

所要日数・時間の短縮(空港での待機時間の短縮 等)

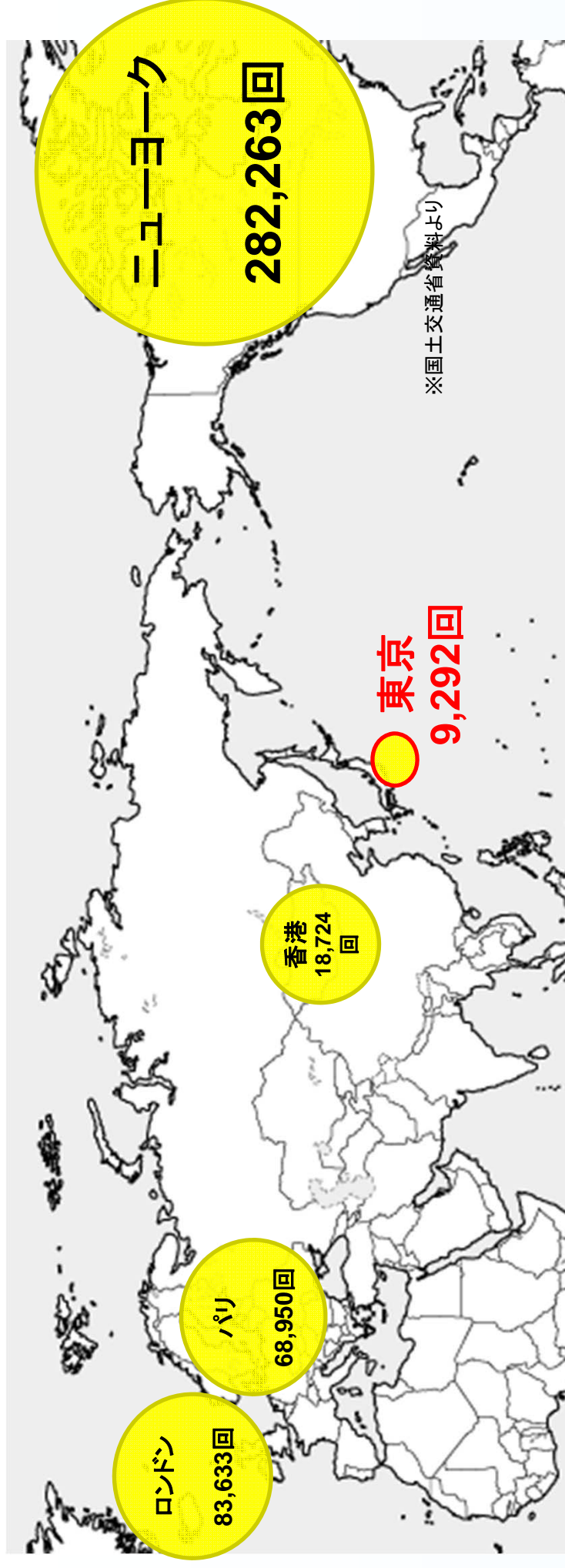
機内時間の有効活用
(機内での会議「移動するオフィス」として利用 等)

完全な秘密性の確保(一般利用者と異なる導線 等)

日本のビジネス機受入は諸外国と比べて少ない状況です。

マイエアポート
有明佐賀空港
ARIAKE SAGA AIRPORT

■世界のビジネスジェット機の発着回数(2011年)



日本はビジネスジェット機の発着回数が諸外国と比べて少ない現状

ビジネスジェット環境を整えることで、日本全体にビジネスチャンスの可能性



2. 佐賀県のめざす姿

佐賀県総合計画2011（佐賀県政策カタログ2011）

■ 国際化の推進

⇒ 有明佐賀空港：海外の主要都市と佐賀県との間を直接結ぶ交通手段の整備・充実
『ビジネスジェットの受入体制を整える』

佐賀県国際戦略（2011年策定、2014年改訂）



佐賀県観光戦略（2014.6月策定）

目標・成果指標

- リピート意向率100%を目指す
- 佐賀県内の外国人宿泊者数を2016年に17.2万人にする

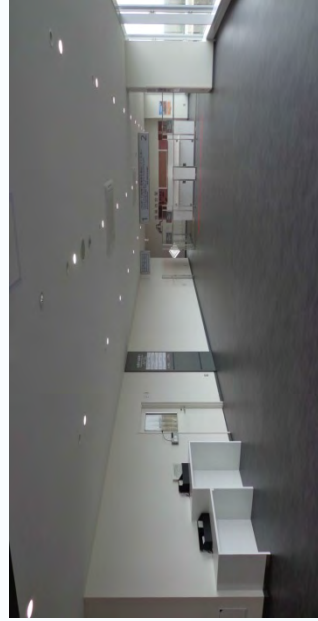
佐賀県の具体的取組状況

POINT

九州本土の空港で唯一の県営空港 ⇒ 県の意味でスピードな施策推進が可能

国際線専用施設整備

- 2013年12月運用開始



LCC拠点空港化

- 東アジア路線誘致

○ 佐賀-上海(浦東)線

- ・ 2011年1月就航
- ・ 春秋航空
- ・ 週3往復

○ 佐賀-ソウル線(仁川)線

- ・ 2013年12月就航
- ・ tway航空
- ・ 週3往復

ビジネスジェット誘致

- 受入態勢整備

○ FBO(運航支援会社)への
営業活動

○ 国に対する規制緩和の働
きかけ

国際ビジネス機受け入れ整備による目指す姿

ビジネス機ユーザーは、情報発信力が大きいユーザーが多いため、国際ビジネス機受入体制が実現すれば世界での佐賀空港及び佐賀県の知名度は大きく向上



佐賀県内で世界規模の会議やイベントなどの誘致

ビジネスジェット需要創出

3. ビジネスジェット誘致への課題とその解決に向けて

ビジネスジェット受入への課題

制度上

有明佐賀空港は国が外国人が出入国する空港として指定していることから、原則として自由に国際ビジネス機の運航が可能。



課題

CIQについては国際便の運航にあわせた出張対応となっているため、実際の国際ビジネス機運航にあたってはCIQ機関との事前の調整が必要となり、迅速で自由な運航を阻害する要因となる可能性。

※CIQ: 出入国時の必須手続。税関、出入国管理、検疫。

参考：有明佐賀空港における国際線就航状況

佐賀－上海線	週3往復運航(月・水・土曜日)	到着 11:40	出発 13:10
佐賀－ソウル線	週3往復運航(日・水・金曜日)	到着 16:10	出発 17:10

課題解決に向けて

具体例：ビジネスジェット運航支援会社の声（佐賀県聞取り）

CIQが整っている首都圏空港は、混雑していて希望通りに利用できない…。

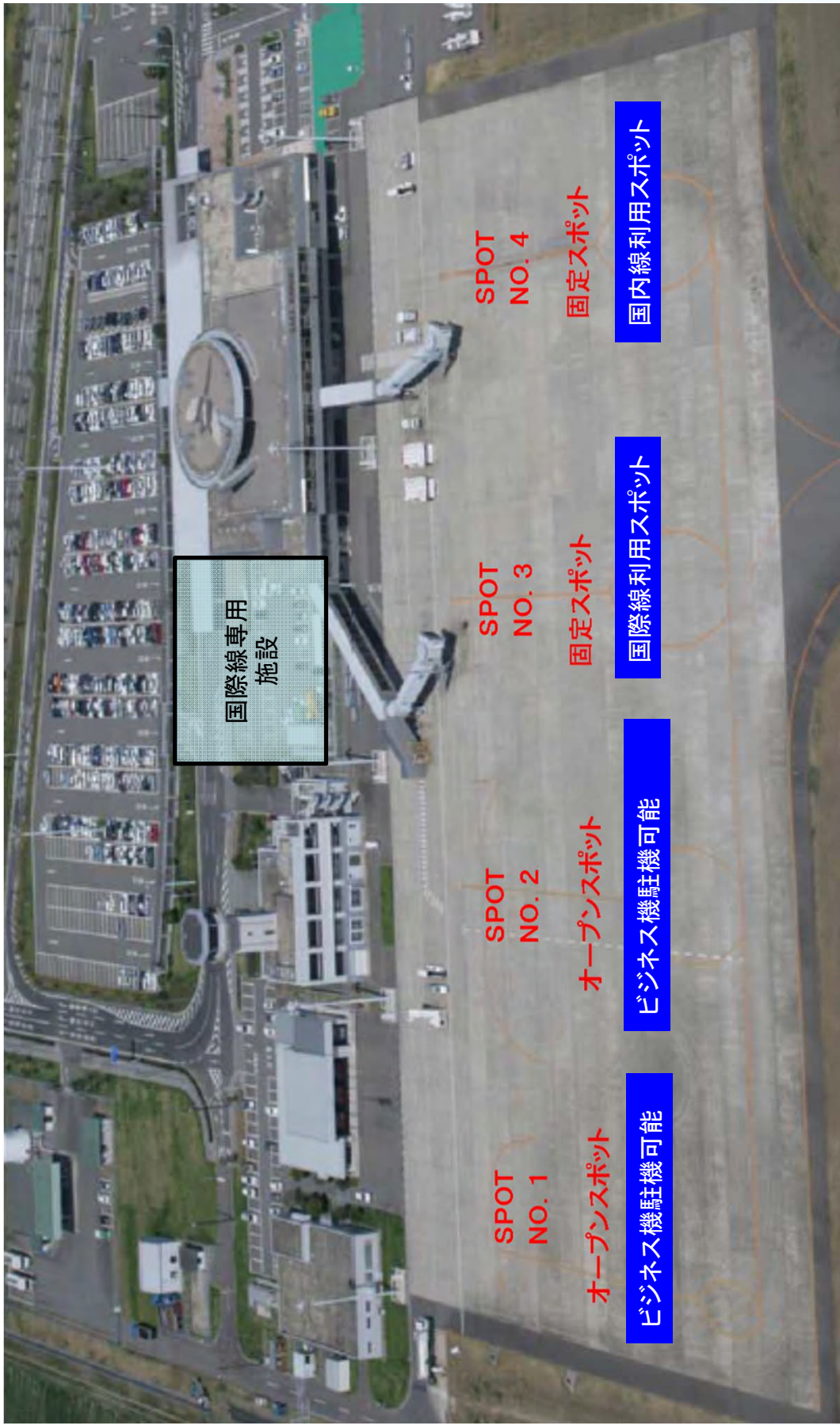
駐機スポットの自由度が高い地方空港の利用はCIQ体制が不安…。

【提案】ビジネスジェットに限りCIQ業務を国から地方へ権限移譲

- 県営空港として利用者ニーズにあわせた、迅速でフレキシブルなサービス提供対応が可能
- 発着枠、駐機スポットの有効活用

4. 参考資料

(参考) スポットの状況



(参考) 九州内でのC I Q機関の対応状況 国際旅客定期便が運航している空港

空港名	税関	入管	検疫			国際線の運航状況	
			人	動物	植物	週	往復
福岡空港	常駐	常駐	常駐	常駐	常駐	週2	21往復
鹿児島空港	常駐			常駐	常駐	週1	1往復
佐賀空港						週6	往復
宮崎空港	常駐		常駐			週6	往復
長崎空港				常駐		週5	往復
熊本空港						週3	往復
大分空港						週2	往復

※「常駐」とは他の官署からの出張対応だけではなく、当該空港に勤務している常勤職員が少なくとも1人はいる官署

※空欄は全員が出張対応の空港

※佐賀県調べ：平成26. 5. 1現在

鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲

提案事項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
移譲事務	有害鳥獣捕獲等の許可、許可証等の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等	鳥獣の飼養の登録、登録票交付等	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とそれらを加工した食料品）の販売許可、許可証交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等
本県の移譲状況	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成20年度に移譲完了）	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成12年度に移譲完了）	県内の61市町村に特例条例により権限移譲済
効果	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に対して、迅速な調査や地元狩猟者との円滑な連携がしやすく、農作物被害等に速やかに対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に対して、迅速に対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

県における創業支援の取組と権限移譲の必要性について

平成26年8月26日
九州地方知事会
(大分県商工労働部経営金融支援室)

1. 県独自の創業支援の取組

九州・山口各県では、それぞれ工夫を行い各県独自の創業支援の取組を実施。

(1) 大分県の取組例（おおいた創業促進事業）

① スタートアップ支援機関連絡会議

創業支援の関係機関が個別に実施している支援情報を共有するとともに、創業希望者の掘り起こし、創業希望者への情報提供、助言・指導等に関する意見交換を行い、効果的な創業支援を実践することを目指し、平成24年4月に設置。

【参加機関】

商工団体、中核的支援機関、金融機関、信用保証協会、県内ベンチャーキャピタル、公設試験研究機関 等（事務局：大分県）

【支援実績】（平成25年度 参加機関トータル）

- ・創業相談件数 1, 534件（24年度は1, 169件 +31.2%）
- ・創業実現件数 424件（24年度は 304件 +39.5%）

② おおいた創業セミナーの開催

創業希望者の準備段階に応じ、創業に必要な事業計画作成、マーケティング、手続き等の知識習得や、人脈形成等を支援するセミナーを開催。

2. 県と市町村「創業支援事業計画」との連携可能性（権限移譲のメリット）

(1) 相互補完的な施策の立案・実践

市町村の実施している「UIターン支援」「地域資源活用促進」など創業支援と親和性の高い施策と、県及び支援機関が既の実施している創業支援施策の連携について、計画作成段階からすり合わせを行うことで、実践段階での連携体制も円滑化することが期待される。

また、県、市町村双方の支援施策立案に当たっても、計画作成、計画変更の過程で情報を共有することで、補完性を高めることが可能となる。

(2) 地域の創業動向に関する情報集約と活用

これまで創業支援窓口を設置していなかった市町村にとって、域内の創業支援に関

するデータ取得、目標設定等は困難。

県が「スタートアップ支援機関連絡会議」から収集した情報を適宜市町村に提供（将来的には双方の情報を共有）することで、計画作成、施策立案に資する。

（３）県域で活動する支援機関との連絡・調整

商工団体、金融機関等では、県域を束ねる本部等で情報集約、意思決定等が行われているケースが多い。

そうした本部との連絡・調整の役割を認定機関としての県が担うことで、作成する計画の実効性を高める。

（４）規模の小さい市町村の連携支援

単独では創業支援事業計画の作成が困難（支援メニュー新設や一定数の創業希望者の確保など）な市町村について、県の仲介により近隣市町村との連携計画を作成することで、より多くの創業者が法に基づく支援を受けられる。

（５）手続きの迅速化

各都道府県が管内市区町村の計画作成に対する事前調整、審査事務等を行うことで、現在地方経済産業局が行っている事前調整、中小企業庁を中心に行っている審査よりも大幅に短い期間で計画認定が可能となり、市区町村がスピーディに計画を実行に移せる。

3. 国に担っていただきたい役割

（１）全国的な競争的資金（補助金・交付金等）の実施

（独）中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」や、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金」等については、県内の創業希望者や市町村に積極的な活用を呼びかけているところ。

こうした競争的資金へのエントリーは、事業計画の精度向上や、新規性・独自性の深掘りなどに有用であり、全国から寄せられる計画との比較審査を受けることで、計画のレベルアップにもつながる。

都道府県に認定権限が移譲された場合であっても、全国的な競争的資金については、継続して実施していただきたい。

（２）特定創業支援事業を受けた創業者に対する支援措置の拡充

産業競争力強化法第113条に基づき市町村が作成し、認定を取得し創業支援事業計画に記載された「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する支援措置は、法人設立時の登記に係る登録免許税の軽減等があるが、創業者が法に基づく創業支援を受ける意欲をさらに喚起するため、引き続き支援措置の拡充をお願いしたい。

地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲に関する愛知県の意見

1 本県の主張のポイント

平成23年の法改正で地域産業資源認定の権限が国から都道府県へ

⇔地域産業資源活用事業計画の認定、補助金の交付は国に残る

- ・地域産業資源の認定と活用で主管官庁が異なるのは、一つの制度として首尾一貫しない。
- ・中小企業の支援窓口が分かれてしまい、事業者にわかりにくい。

→事業計画認定、補助金交付の権限が都道府県に移譲されれば、一元的に実施できる。

◇本県では、地域産業資源活用の基本的な支援策として「あいち中小企業応援ファンド」を基金により実施しており、より高度な取組を対象とする当該補助金と一体的な運用が可能。

2 経済産業省の主張に対する反論

(1)「申請時に県の意見を反映できる」という点について

- ・事業計画申請書は、中小企業基盤整備機構が相談段階から作成を指導して県に提出しており、県は機構の事前協議にオブザーバー参加のみと関与が限定的なため、申請時の意見は形式的なものにならざるをえない。

(2)「全国レベルの先端的なモデル事業を全国的な視点で認定する必要」という点について

- ・全国の採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が見られない。
- ・事業計画採択者の1/4が「あいち中小企業応援ファンド」の採択事業者(68社中14社)。
→本県が地域産業資源を活用した中小企業の新事業展開の情報を十分持っており、一元的に施策を担うことができることの証左。

3 本県が想定しているスキーム

(1) 財源

都道府県へ交付金を交付、或いは都道府県に基金を造成(所要額を実効的に確保するため、税源移譲、一般財源化は求めない)。事業計画認定・補助金交付に係る事務費の措置も必要。

(2) 補助額

現行は事業期間5年、3,000万円以内だが、5年は事業者にとってハードルが高い。利用しやすくするため3年、2,000万円以内で都道府県が決められるようにする。

認定件数は、現状の年間10件程度から、期間短縮すればさらに増加。

(3) 申請手続

申請書が詳細すぎるため事業者負担が大きく、低利用の原因なので、申請書類の簡素化を図る。

(4) 補助事業の内容

ほぼ現行どおり。経済産業省が基本方針を示す場合には、都道府県の自由度を高められたい。

(5) 中小企業基盤整備機構による支援

制度の周知、計画等の申請審査への助言、フォローアップのハンズオン支援等について、ノウハウの蓄積がある機構に引き続き支援を求めていく。

(6) 事務体制

申請に関する一部増員、アドバイザーの委嘱等が必要となるが、申請書類の簡素化により効率性はあまり変わらない。

地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

H26.8.21 広島県

1 提案事項

中小企業者が行う地域産業資源を活用した新事業展開支援に係る権限及び財源を都道府県知事に移譲する。

2 求める措置の具体的内容

都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

- ① 都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限(法第6条)
- ② 支援措置に係る財源
 - ・ 認定後の補助金
 - ・ 事業運用のための体制整備に係る経費

<参考：補助金の一般的スキーム>

上限：3,000万円（1事業計画当たり）

補助率：2/3以内

内容：新商品の開発，試作品開発，展示会出展などに係る費用に補助

3 提案の理由

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続きが、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

4 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

本県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、創業、新事業展開、経営革新、販路拡大等の支援を行っている。一方、経済産業省においても、中小企業支援施策を実施しており、中小企業支援に関して、国と都道府県で窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

当該事業について、都道府県が一元的に担うことにより、ワンストップで効率的な事業実施が可能になるとともに、事例の課題に応じて、上記の県の施策とあわせて、継続的かつきめ細やかな支援を行うことが可能となる。

特に、都道府県が指定する地域産業資源についての中小企業の新事業展開については、地域資源を認定する県がよりその地域の情報やネットワークを有すると考えるため、効率的である。

<広島県及び関係機関で行う中小企業支援策の例>

◆資金支援（新事業創出チャレンジ企業支援事業助成金）

地域の「強み」となり得る先進的な技術・ノウハウ等を活用した新事業創出支援するために必要な経費を助成。対象は、事業化促進事業及び市場化促進事業。

◆集中支援（チーム型支援）

新事業展開や経営革新に取り組み、新たな成長を目指す意欲のある中小企業に対して、マーケティング・セールス・ブランディング、デザイン、知的財産、生産管理等の経営戦略を通じて売上高や雇用増、企業価値向上が図られることを目的に全国トップレベルのプロフェッショナルで構成されたチームにより、集中支援を行う。

◆経営革新支援（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画に係る承認）

新商品・新サービスの開発などの中小企業の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援。

◆販路開拓

商談会開催、見本市出展、広島ブランドショップTAUでのテストマーケティング等。

都市計画法施行令の改正（北海道函館市）

1 改革すべき制度の根拠条文および制度改正の具体的内容

都市計画法第15条第1項においては、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるもの規定されている。この都市施設のうち、道路に関し、次のとおり改正すべきである。

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第9条第2項第1号イを、次のとおり改める。

【現規定】道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道又は都道府県道

【改正案】道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道として指定されている道路若しくはその部分又は同条の都道府県道として認定されている道路若しくはその部分

2 制度改正による効果

国道または都道府県道と、市町村道の2種類の道路で構成される一の都市計画道路を変更しようとする場合において、現に変更しようとしている部分が国道または都道府県道ではなく市町村道である場合であっても、現在は都道府県が都市計画を定めるべきものと法令で規定されている。

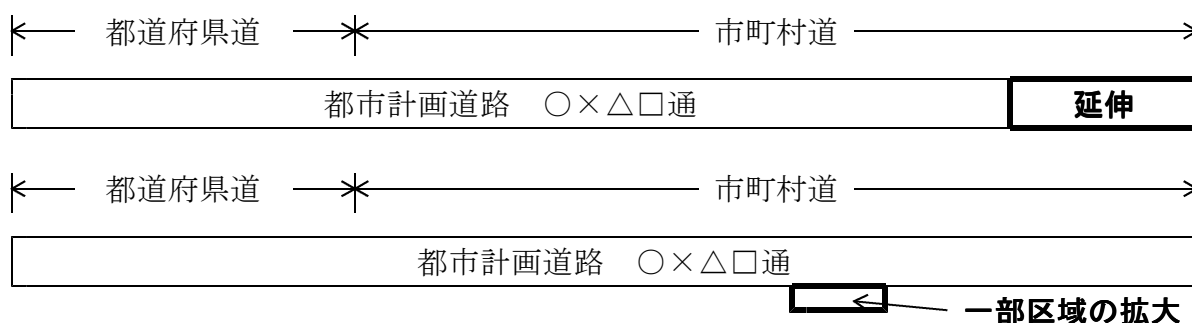
本提案に係る権限委譲がなされれば、一の都市計画道路が国道または都道府県道と市町村道とで構成されている場合において、当該都市計画道路の中の市町村道に係る部分の都市計画の変更について、当該道路の管理者である市町村自らが、機動的に地域の実情に応じた都市計画の変更を行うことが可能となる。

都市計画道路の決定は市民の財産権に対する制限*に繋がることから、財産権に対する制限の低減のため、現在、長期に渡って事業に着手できていない都市計画道路については、廃止、短縮、一部区域の減少等を内容とする都市計画の変更を進めてきている。今まで、市町村は、市町村道のみで構成されている都市計画道路の変更しか行うことができなかった。本提案に係る権限移譲がなされれば、市町村道に認定されている都市計画道路の全てについて、短縮または一部区域の減少を内容とする都市計画の変更を市町村自らが変更を行うことができるようになる。その結果、必要な都市計画の変更が促進される。

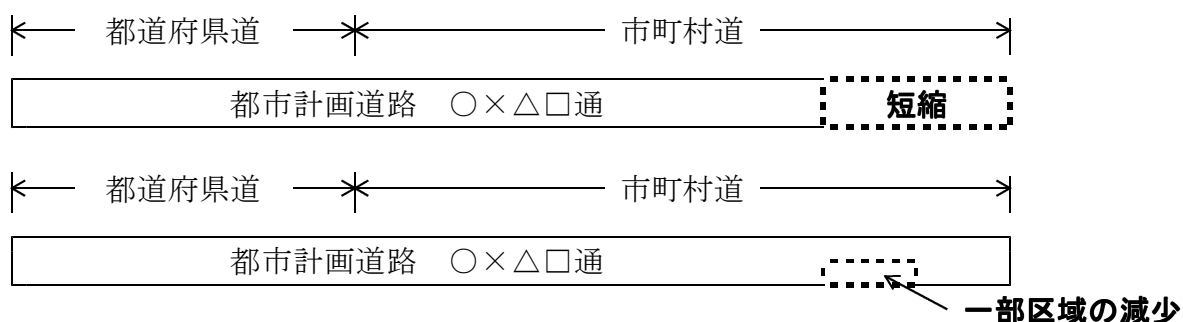
※ 都市計画法第53条第1項および同第54条により、都市計画決定されている施設の区域においては、一定の建築制限が課せられる。

3 制度改正により可能となる、具体的都市計画変更の事例

- (1) 都市計画道路をさらに延伸し、または一部区域の拡大を行う場合、市町村が都市計画を定めることができるようになる。なお、当該延伸または一部区域の拡大にかかる部分も市町村道である場合に限る。



- (2) 都市計画道路のうち市町村道部分を短縮し、または市町村道部分の一部区域を減少させる場合、市町村が都市計画を定めることができるようになる。



4 規制緩和について懸念される事項およびこれを解消するための工夫・対応策

現在、都道府県が定めている都市計画道路について、これを市町村が決定・変更しうるかどうかという懸念が生じうるが、次の各点から、問題ないものとする。

- 都市計画道路は、通常、都道府県が定めるべき都市計画道路だけで構成されるものではなく、市町村が定めるべき都市計画道路と併せて、道路網として構成されている。よって、市町村は、市町村が定めるべき都市計画道路の決定・変更の手続きを随時行っており、都市計画道路の決定・変更について熟知しており、都市計画の決定・変更の主体として不足はないものとする。
- 都道府県が定めるべき都市計画の案については、法第15条の2第1項に基づき、市町村が都市計画の案の内容となるべき事項として、これを作成し、都道府県に対してこれを申し出ていることが多い。よって、市町村は、都道府県が定めるべき都市計画道路の決定・変更についても、一定の経験を有しているものといえる。
- 今まで都道府県が定めてきた都市計画道路について、本提案の権限移譲によって、都道府県が定める場合と市町村が定める場合の2種類のケースが生じる。そのため、以前は、都道府県が定めた都市計画道路について市町村が変更し、またはその逆が行われることもある。そのため、定められた都市計画が矛盾し、また

は不整合となる懸念が生じる。しかし、都道府県が都市計画を定める場合は、法第18条第1項に基づき、市町村の意見を聴くこととされている。また、市町村が都市計画を定める場合は、第19条第3項に基づき、都道府県と協議等をしなければならないものとされている。よって、都道府県または市町村の何れが都市計画を定める場合であっても、市町村または都道府県と必要な調整が行われる。よって、かかる矛盾や不整合は生じないものとする。さらに、法第20条1項に基づき、都道府県が都市計画を定めた場合は市町村長に都市計画決定に係る図書の写しを送付し、逆に市町村が定めた場合は都道府県知事に送付するものとされている。このことによっても、かかる矛盾や不整合を防止する。なお、法第24条各項においても、必要な調整を図るための手段が置かれている。

また、本提案の権限移譲により、同一の都市計画道路について、場合より都市計画を決定すべき者が変わることとなる。このように場合により決定者が変わることは許されるかについて疑問が生じるが、次の各点から問題ないものとする。

- ・ ある都市計画道路のうち、一部でも国道に指定され、または都道府県道に認定されていれば、都道府県が定めるべき都市計画道路である。しかし、その国道の指定または都道府県道の認定が解除となれば、解除以後、当該都市計画道路は市町村が定めるものと変わる。また、逆に、今まで市町村が定めていた都市計画道路について、新たに国道の指定または都道府県道の認定を受け、都道府県が定めるべき都市計画道路となるケースも生じる。このように、現制度において都市計画を定めるべき者は固定されたものではなく、都市計画決定とは直接的には関係のない指定もしくは認定またはこれらの解除という行為によって、都市計画を定めるべき者が、都道府県から市町村に、または市町村から都道府県に変わりうる状況にある。
- ・ 平成24年都市計画法施行令改正以前においては、市町村道のみで構成され国道および都道府県道が含まれていない都市計画道路については、車線の数^{*}が4未満のものについては市町村が定め、4以上のものについては都道府県が定めるべきものとされていた。そのため、都市計画の変更により、それまで車線の数が4未満であったものが4以上に変更となり、逆に4未満であったものが4以上に変更となると、都市計画を定めるべき者が、市町村から都道府県に変わり、または都道府県から市町村に変わることがあった。
※ 車線の数とは、当該都市計画道路において複数の種類の車線の数を有する場合については、延べ延長が最大となる車線の数とするという運用がなされていた。

5 提案が現在国において進めている各種施策と関連するかどうか

本提案により、市町村が自らの意思により適時適切に、市町村道に係る都市計画道路を定めることができる範囲が広がる。「経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日閣議決定）」の30頁「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す。」が関連を有するものと思われる。

市街化調整区域における地区計画のガイドライン

千葉県

平成23年8月

目 次

1. ガイドライン策定の趣旨	1
2. 地区計画制度の運用に係る基本的な考え方	1
3. 地区計画の種類	3
4. 策定にあたって留意事項	9
5. 附則	9

1. ガイドライン策定の趣旨

平成18年5月の都市計画法（以下、「法」という。）改正により、市街化調整区域における大規模な計画開発の許可基準等が廃止され、法改正後は、法第34条第10号の規定に基づき、地区計画の内容に適合したものに限り、都市計画の手続きを通じた地域の適切な立地判断の下、開発許可が行われることとなりました。

このため、平成19年11月より、県では、市街化調整区域の地区計画の同意について、県が定めた「市街化調整区域における地区計画の法第12条の5第1項第2号イに係る千葉県の同意基準」により運用してきました。

その後、この基準が地域の実情に馴染まないなどの市町村からの意見もあり、平成20年度より、地域の実情に応じた地区計画制度の運用を検討するため「市街化調整区域における地区計画研究会」（区域区分を定めている25市町村及び県で構成。以下、「研究会」という。）を設置し、意見を聞きながら検討を重ねてきたところです。

しかし、平成23年8月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、法の改正がなされ、市が都市計画を決定する際の知事の同意を要する協議が、同意を要しない協議とされることとなりました。

この改正法における都市計画運用指針では、市街化調整区域の地区計画については、広域的な運用の統一性を確保し、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から、あらかじめ都道府県が、協議又は同意に当たっての判断指針等を作成し、市町村の参考に供することで、円滑な制度運用を図ることが求められました。

これを受けて県は、都市計画運用指針及び研究会における検討の成果を反映した判断指針として、市街化調整区域における地区計画のガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

市町村が地区計画を策定するに当たっては、本ガイドラインにより運用することが望ましいと考えます。

(注) 本ガイドラインの語尾等の表現について

- ①. ～必要がある。：法令、制度等の趣旨から記述された事項による運用が強く要請される項目。
- ②. ～ことが望ましい。：制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると考えられる項目

2. 地区計画制度の運用に係る基本的な考え方

市街化調整区域における地区計画制度の運用について、基本的な考え方を次のとおり取りまとめた。

(1) (市街化調整区域の地区計画の基本的な考え方)

地区計画は、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本理念、性格を変えるものではなく、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ・地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等、当該都市計画区域において計画的な市街化を図る上で支障がないこと。
- ・不良な街区の環境の形成を防止する措置を講ずる必要があること。
- ・市街化区域において行われたいことについて相当の理由があること。

(2) (市町村マスタープラン等への位置付け)

原則として市町村長期構想、市町村マスタープラン等に、市街化調整区域内の都市的土地利用を一定程度許容する位置付けや、土地利用方針が明記されており、地区計画は市町村マスタープラン等と整合が取れている必要がある。

ただし、市町村は長期構想・市町村マスタープランの市街化調整区域に関する記載内容を補完する市街化調整区域の土地利用の考え方を記した方針等を別途策定しこれをもって地区計画との整合を図ることができる。

市街化調整区域の土地利用の考え方を記した方針等には、市街化調整区域における自然的土地利用を保全する地域と都市的土地利用を一定程度許容する地域を明確にし、地域毎に土地利用の方針を明記したものが想定できる。

なお、策定にあたっては、市民や市町村都市計画審議会の意見を聴くことが望ましい

(3) (運用基準)

市町は、『市街化調整区域における地区計画運用基準（以下、「運用基準」という。）』を定めることが望ましい。

なお、策定にあつては市民や市町村都市計画審議会の意見を聴くことが望ましい。

『運用基準』には、市街化調整区域における地区計画について、その目的や活用方針、区域要件（位置要件）、建築物の制限、地区施設の規模等を定めた地区計画の類型を記載することとする。

地区計画の類型は、「3. 地区計画の類型」のほか、市町が地域の実情

に応じて定めた地区計画の類型を定めることができる。

(4) (地区計画)

地区計画は、市街化調整区域におけるスプロールの防止、地域コミュニティの維持、地域の産業振興、都市機能の維持等に寄与するものであり、『運用基準』に定めた地区計画の類型に該当すること。

ただし、市町村において『運用基準』を定めていない場合には、「3. 地区計画の類型」のいずれかに該当すること。

(5) (都市計画フレームとの整合)

地区計画は、区域区分で定めた一般保留人口フレーム及び都市計画区域マスタープラン等から算定される産業フレームの範囲内のものであること。

(6) (事業の確実性等)

地区計画は、開発行為等による計画的な市街地整備、地区施設等の整備等が確実に見込まれ、必要最小限の区域であることが望ましい。

(7) 地区計画は、給排水計画、交通施設等の諸計画に支障をきたさないものであること。

(8) 地区計画は、周辺の生活環境、自然環境との調和を欠くおそれがなく、景観に十分配慮したものであること。

(9) (定めることができない地域、区域等)

地区計画の区域には、原則として次に掲げる地域、地区等を含まないこと。

- ① 農業振興地域の農用地区域、集団的優良農用地、農業生産性の高い農用地又は土地基盤整備事業の完了、実施中若しくは計画中の受益区域内に含まれる農用地
- ② 集落地域整備法第3条に規定する集落地域
- ③ 農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地
- ④ 保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安林施設予定地区又は保安林整備計画において保安林の指定が計画されている土地の区域
- ⑤ 自然環境保全法の指定地域及び自然公園法の特別地域
- ⑥ 県立自然公園特別地域又は県自然環境保全地域
- ⑦ 砂防指定地、地すべり防止地区、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特

別警戒区域、河川のはんらん区域、湛水、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される区域

- ⑧ 近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、鳥獣保護区特別保護地区、その他緑地として特に保全すべき土地
- ⑨ 国、県、市町村指定の史跡若しくは名勝、天然記念物に係る地域、県指定の旧跡又は選定重要遺跡に係る地域
- ⑩ 廃棄物最終処分地等の都市的土地利用不適地
- ⑪ その他、他法令による規制がされている地域で地区計画を定めることが適当でないと認められる区域

3. 地区計画の種類

地区計画の対象とする目的毎の種類を次に示す。

①非住居系開発誘導型（法第12条の5第1項2号イ）

活用の目的	産業振興に資する大規模な非住居系の開発。
区域要件等	区域面積は5ha以上。
留意点	既成市街地に建築することが適当でないもので、工場・研究所・流通業務施設に限定する。

※都市計画運用指針 IV-2-1.G 地区計画 2-(2)-①-1)-a-ア-ii

②市街化編入予定型（法第12条の5第1項2号イ）

活用の目的	徒歩生活圏の形成、または駅周辺部等を中心とした中心市街地の活性化、既成市街地の再生、あるいは地域の産業振興などのプロジェクトと一体的な整備を図るもの。
区域要件等	平成17年7月12日付け「区域区分等に関する都市計画見直しの基本方針」および「区域区分に関する都市計画の見直し要領」技術基準に合致し、将来、市街化区域への編入を行う区域。
留意点	上記「区域区分に関する都市計画の見直し要領」別表A欄エ、民間の開発行為に係る編入地区選定基準については、適用しない。 設定された一般保留人口フレーム等の範囲内での対応とする。

※都市計画運用指針 IV-2-1.G 地区計画 2-(2)-①-1)-a, d

③幹線道路等沿道型（法第12条の5第1項2号イ,ロ）

活用の目的	幹線道路沿道のポテンシャルを活かし、地域経済の活性化等を図るもの。
区域要件等	県・市における、開発審査会基準「幹線道路等の沿道等における流通業務施設」の基準内容に全て適合していること。
留意点	—

※都市計画運用指針 IV-2-1.G 地区計画 2-(2)-①-1)-a-ア-ii, ②-3

④既存集落活性型（法第12条の5第1項2号イ,ロ）

活用の目的	既存集落の地域社会が停滞等を起こさないよう、新規住民の流入及び定着を図るもの。
区域要件等	昭和62年4月1日付け大規模既存集落に指定された集落内を基本とする。 区域面積は0.5ha以上とする。
留意点	設置可能建築物は、専用住宅及び小規模な工場等に限る。 建築物は、建ぺい率50%、容積率100%、高さ10mを限度とする。 工場等とは、工場、事務所、店舗、運動レジャー施設をいうものである。ただし、店舗については「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項各号及び第6項各号に係る店舗は除く。 敷地規模について、住宅は500㎡以下、工場等は1,000㎡以下とする。ただし、店舗については予定建築物の延べ面積は500㎡以下とする。

※都市計画運用指針 IV-2-1.G 地区計画 2-(2)-①-1)-a-ア-ii, ②-3

⑤スプロール防止型（法第12条の5第1項2号ロ）

活用の目的	建築物の用途の混在など、環境の悪化防止を図るもの。
区域要件等	法第34条の規定により、開発が可能な主要幹線道路沿道や市街地に隣接した区域。
留意点	地区整備計画に建築物の用途や形態など必要な事項を定める。

⑥公共公益施設型（法第12条の5第1項2号イ）

活用の目的	公共公益施設の整備に関する事業を行うもの。
区域要件等	該当する公共事業は別表に掲げる事業とする。
留意点	—

※都市計画運用指針 IV-2-1.G 地区計画 2-(2)-①-1)-c

別表

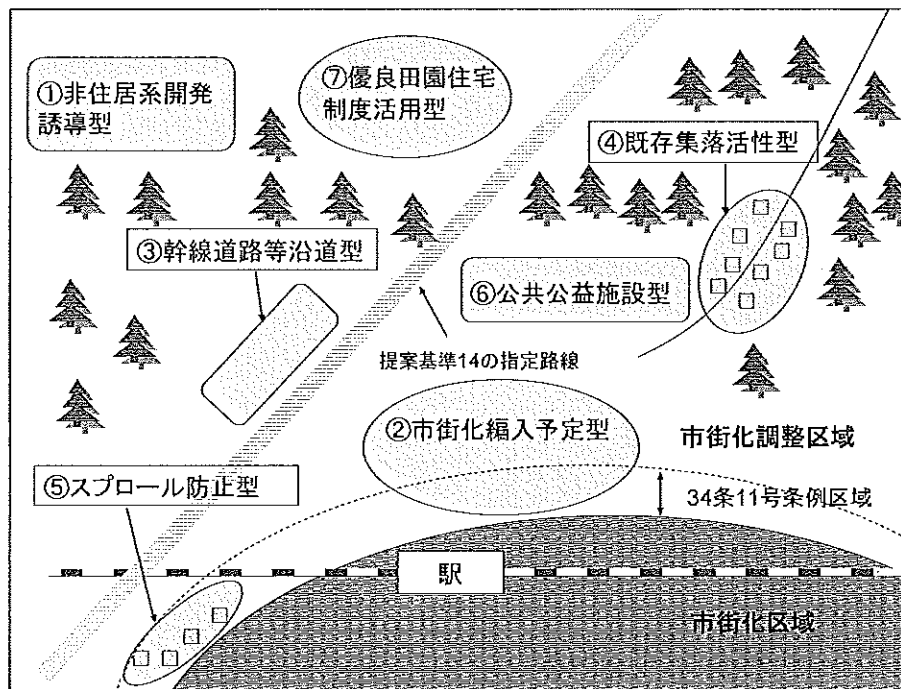
1	法第29条第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる開発行為に関する事業、同条第3号に規定する建築物の建築に関する事業又は法第43条第1項第1号若しくは第4号に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更若しくは第1種特定工作物の新設に関する事業
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する事業又はこれらの建築物の建築に関する事業

3	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する事業又はそれらの建築物の建築に関する事業
4	医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する事業又はそれらの建築物の建築に関する事業
5	国若しくは地方公共団体（法令の規定により、国の行政機関又は地方公共団体とみなして法第34条の2の規定が準用される者を含む。）又は港務局が行う開発行為に関する事業又は当該開発区域で行う建築物の建築等に関する事業

⑦優良田園住宅制度活用型

活用の目的	豊かな田園環境を活かし、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地の整備を図る優良田園住宅制度の活用を促進するもの。
区域要件等	優良田園住宅建設計画の認定を受けた区域。
留意点	—

参考 地区計画類型のイメージ



4. 策定にあたっての留意事項

(1) (建築条例の制定について)

市街化調整区域の性格に鑑み、他の土地利用への転換を防止するため、市町村は、地区整備計画の「建築物等に関する事項」について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例を制定することが望ましい。

5. 附則

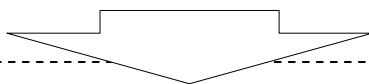
(1) 施行期日は、平成23年8月2日とする。

開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大について

1 提案事項

- ・ 開発行為における公園等設置について、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任するよう提案する。

⇒都市計画法施行令第25条第6号の変更



- ・ 条例の制定範囲を極めて限定的に定めている条項の廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

⇒都市計画法施行令第29条の2の廃止・参酌への変更

2 提案の背景

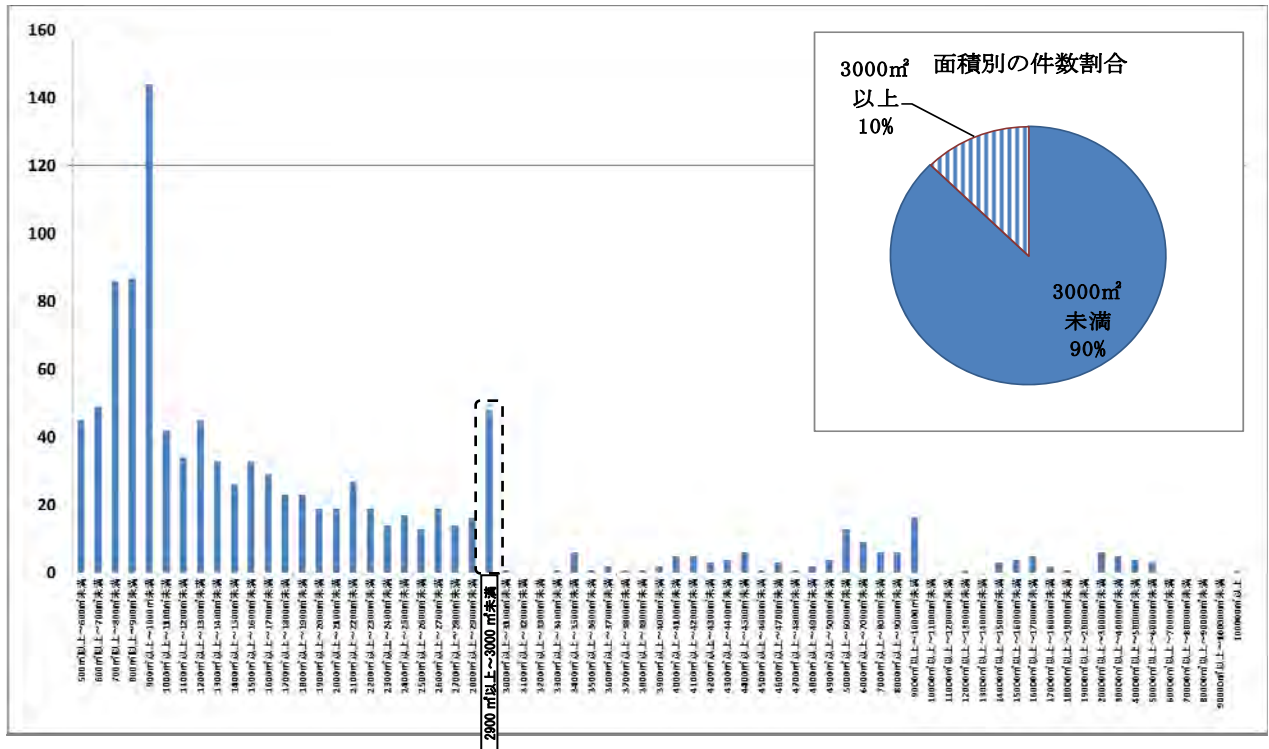
- ・ 相対的に地価が高い都市部においては公園等の設置を定める基準がボトルネックとなって、3,000㎡(0.3ヘクタール)未満の小規模開発行為が主流となってしまっている。

[図1参照]

⇒これにより、開発区域の規模に応じて定められている公園等やその他道路等の公共施設の整備水準も一体的に開発された場合に比して低いものとなり、市民や行政の思惑とは異なる結果につながる事態が発生している。

(その他)

- ・ 公園提供の計画においても、極めて小規模なものが提供され将来的な維持管理費面での課題を有するとともに、開発行為の多い地域に公園が集中する等の公園配置がアンバランスになることも課題と考えられる。



【図1 開発区域の面積別開発許可件数（平成16～25年度累計）】
 縦軸：開発許可件数 横軸：開発面積（5,000㎡まで100㎡刻み）

3 条例委任により将来目指すべきイメージ

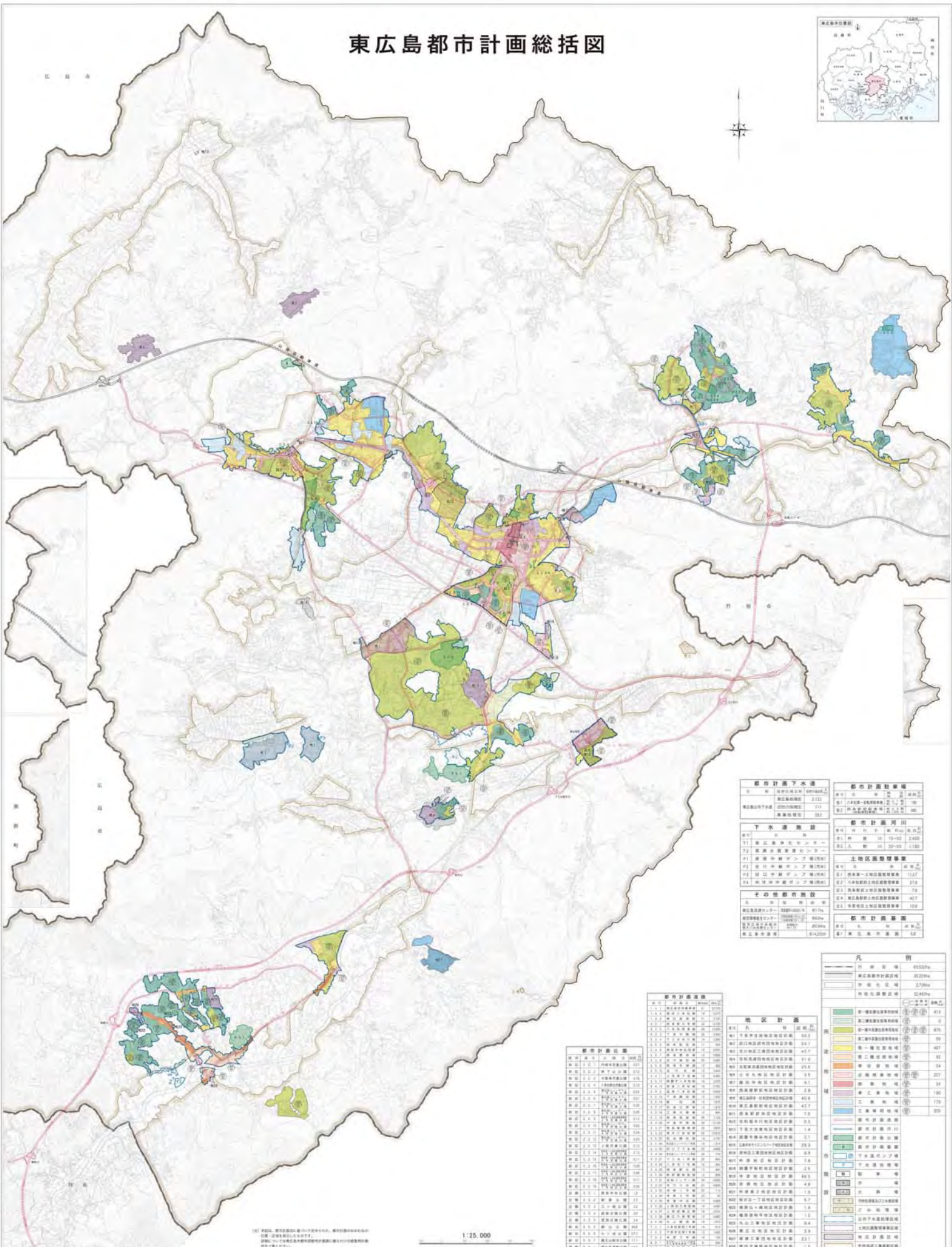
- ・小規模、分割型の開発行為から、より適切な規模の事業へ誘導を図るため、一体的な開発行為に向け事業者へ動機づけを与えるような基準を策定することによって、小規模事業が中心となっている現状を変えていきたい。
- ・本市は南北に細長い地形を有しており、南部の工業地帯から北部の住宅地にいたるまで、地域の特性に大きな違いがあり、開発行為に期待するものも地域により異なっております。こうした地域の特性を踏まえた基準を整備することにより、地域に必要とされる公共施設を伴う開発行為へ誘導を図っていきたい。
- ・また、人口動態等の反映も考慮した弾力性のある基準を目指すことで、時のニーズにも応えていきたい。

通番41:開発行為の許可権限の希望する市への移譲(東広島市)

平成25年度における許可件数

自治体名	開発許可(29条)	建築許可(43条)	計
広島県	11	7	18
広島市 (指定都市)	25	11	36
福山市 (中核市)	80	105	185
呉市 (特例市)	13	9	22
竹原市 (権限移譲市)	0	—	0
三原市 "	2	7	9
尾道市 "	15	15	30
三次市 "	2	—	2
東広島市 "	56	137	193
廿日市市 "	9	8	17

東広島都市計画総括図



都市計画下水道		都市計画駐車場	
計画区画数	1,000区画	計画区画数	1,000区画
計画区画面積	2,121ha	計画区画面積	2,121ha
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人

下水処理施設		都市計画河川	
計画区画数	1,000区画	計画区画数	1,000区画
計画区画面積	2,121ha	計画区画面積	2,121ha
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人

その他の都市施設		都市計画公園	
計画区画数	1,000区画	計画区画数	1,000区画
計画区画面積	2,121ha	計画区画面積	2,121ha
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人
計画区画人口	211人	計画区画人口	211人

都市計画道路	
計画区画数	1,000区画
計画区画面積	2,121ha
計画区画人口	211人
計画区画人口	211人

1:25,000

さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び
「義務付け・枠付けの見直し」について
【提案】

平成24年7月24日
全 国 市 長 会

提案事項一覧

【1 まちづくり分野】

番号	名称	権限の移譲先	調査結果番号
1	農地転用許可権限の市への移譲	市	権1
2	農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	市	権2、 義1
3	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定権限の指定都市等への移譲、都市計画決定等における国・都道府県との同意・協議の廃止	指定都市、 希望する市	権3、 義5・6
4	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	特別区	権4
5	区域区分決定権限の市等への移譲	市等	権3⑤・5
6	都市計画事業認可権限の市への移譲	市	権6
⑦	開発審査会の設置権限の希望市への移譲	希望する市	権7
8	生産緑地指定下限面積の廃止		義2
9	生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止		義3
10	指定都市の区域区分決定に係る義務付けの「できる」規定化、区域区分決定に係る国土交通大臣同意の廃止		義4
11	土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲	市	権8・9
12	市街地再開発事業認可権限の市への移譲等	市	権10
13	防災街区整備事業の認可権限等の指定都市への移譲	指定都市	権11
14	共同調理場の建築場所制限の撤廃		義7
15	国道・都道府県道管理権限の指定都市等への移譲	指定都市、 希望する中 核市	権12
16	道路構造基準の条例委任		義15
17	河川管理権限の指定都市への移譲	指定都市	権13
18	移譲河川占用料帰属の指定都市への移譲	指定都市	権14
19	延床1万㎡超建築物の建築確認等事務の特別区への移譲等	特別区	権15

これまでの地方分権改革における本会提案事項の状況

平成26年5月1日現在

これまでの分権改革の過程において、本会として提案してきた事項のうち、改善が図られていない事項は、以下のとおりです。

【I まちづくり分野】

通番	提案事項	権限の 移譲先	関係法令	備 考
	提案の概要			
1	<p>農地転用許可権限の市への移譲</p> <p>農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、これに係る国との協議を廃止して報告とし、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。</p>	市	農地法 第4条第1項・第5項、第5条 第1項・第4項、第51条第1項	
2	<p>農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲</p> <p>農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。</p>	市	農業振興地域の整備に関する法律 第4条第1項、第5条第1項、 第6条第1項、第7条第1条、 第13条第1項・第3項、第13 条の2第3項	
3	<p>農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等</p> <p>農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。</p>		農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	
4	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の決定権限の指定都市等への移譲</p> <p>一の市域内で完結する都市計画に係る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を、指定都市及び希望する市に移譲する。</p>	指定都市、 希望する市	都市計画法 第15条第1項、第87条の2第 1項	第4次一括法において、指定都市まで移譲される見込み。
5	<p>都市計画決定等における国・都道府県との同意・協議の廃止</p> <p>「住宅市街地の開発整備の方針」、「市街地再開発の方針」、「臨海地区(重要港湾)」の決定権限を、希望する市に移譲する。 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画決定」における国・都道府県との同意・協議を廃止する。</p>		都市計画法 第18条第3項、第87条の2第 3項	
6	<p>用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲</p> <p>用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画(3ヘクタール超)の都市計画決定権限を特別区に移譲する。</p>	特別区	都市計画法 第87条の3第1項	

通番	提案事項	権限の 移譲先	関係法令	備 考
	提案の概要			
7	区域区分決定権限の市等への移譲 区域区分に関する都市計画決定権限を、都市計画区域が一の市域内で完結する市、もしくは広域都市計画区域の市町村に移譲する。	市等	都市計画法 第15条第1項	
8	開発審査会の設置権限の希望市への移譲 開発審査会を、希望する市において設置できるようにする。	希望する市	都市計画法 第78条第1項	
9	生産緑地指定下限面積の廃止 生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市において設定できるようにする。		生産緑地法 第3条第1項	
10	生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告事項とする。		都市計画法 第19条第1項、第21条第2項	
11	指定都市の区域区分決定に係る義務付けの「できる」規定化、区域区分決定に係る国土交通大臣同意の廃止 指定都市の区域区分決定に係る義務付け規定を「できる」規定とするとともに、区域区分に係る都市計画決定時においては、大臣同意を要しない協議とする。		都市計画法 第7条第1項、第87条の2第3項	
12	土地区画整理事業施行認可権限等の市への移譲 市が決定をした土地区画整理事業においては、認可権限を市に移譲するとともに、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市に移譲する。	市	土地区画整理法 第4条第1項、第10条第1項、第11条第4項・第7項、第13条第1項、第14条第1項～第3項、第39条第1項・第4項、第45条第2項・第3項、第51条の2第1項、第51条の10第1項、第51条の11第1項、第51条の13第1項・第2項、第52条第1項、第55条第1項・第3項・第4項・第8項・第12項、第86条第1項、第97条第1項、第124条第1項～第3項、第125条第1項～第7項、第125条の2第1項～第5項	
13	市街地再開発事業認可権限の市への移譲等 市が決定をした市街地再開発事業においては、認可権限を市へ移譲し、都道府県知事に協議する仕組みとする。	市	都市再開発法 第7条の9第1項、第11条第1項・第3項、第50条の2第1項、第72条第1項、第124条第3項、第124条の2、第125条、第125条の2	